

別記様式第13号 議事録

令和8年3月23日公表

令和7年度 第2回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和8年2月13日(金) 中日本高速道路(株)8階会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長：鈴木 峰生(名古屋市立大学 副理事長・事務局長) 委員：小高 猛司(名城大学 教授) 中村 光(名古屋大学 教授) 林 友梨(弁護士) 森田 明美(弁護士) 横田 直和(関西大学 名誉教授)	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
工事(一般競争入札方式)	1件	
工事(指名競争入札方式)	1件	
調査 (簡易公募型競争入札)	1件	
契約変更に関する 点検結果の報告・審議	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。コメントとして次の4点を示す。 ・総合評価落札方式(技術提案評価型)の技術評価結果は客観的に理解できるよう工夫されたい。 ・指名競争入札では競争性確保の観点から1者入札とならないよう検討されたい。 ・契約制限価格の設定においては、現場条件を踏まえた適切な価格設定となるよう工夫されたい。 ・工事の施行に伴い必要となる開発許可などの事前協議・事前調整を十分に行い、大幅な契約金額の変更や工期延長とならないよう対応されたい。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告・審議（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
<p>① 【工事】年度別落札率の中で、塗装工事の落札率が顕著に下がっている原因について分析されておりますでしょうか。</p> <p>② 低入札の発生率が微増していることをどのように評価されているのでしょうか。</p> <p>③ 【調査等】年度別入札不調発生状況の中で、ここ2年の傾向として減少してきていますが、2025年度の9.8%ということについてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>④ 低入札価格調査の場合、失格基準に関わる応札価格の内訳確認を行っているようですが、通常落札時も確認を行っているのでしょうか。</p>	<p>① 塗装工事については5件中3件が低入札となった影響が大きいと考えております。</p> <p>② 現時点でやや微増傾向ではあるものの、半期分のデータであり詳細な検証はこれからとなります。</p> <p>③ 橋梁設計について事業の平準化により、発生件数が減少しているものと考えています。</p> <p>④ 調査基準価格を下回らない通常落札時は、応札価格の内訳確認は行っておりません。</p>

3. 入札及び契約に係る談合等不正行為の疑義事案並びに手続の瑕疵等の疑義事案に関する調査結果の報告・審議（委員会規則第2条第4号）	
意見・質問	回答
特になし	—

4. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：東名阪自動車道（特定更新等）七宝第2高架橋他4橋（下り線）床版取替工事	
<p>① 本工事を分割して多くの企業に参加させれば経済的にも安くなると考えるが、7年間かけて行うというのはどのような判断でしょうか。</p>	<p>① 橋脚の拡幅と耐震補強を行い、その後床版を取り替えることとなるため、分割しても工期短縮にはつながらないと考えております。現場施工は、2kmの区間を2分割しそれぞれ2班、計4班施工を考えております。</p>

<p>② 本工事の参加者が大手企業であるため、技術評価点に差が出ないと思うのですが、点数の差がついた理由は何でしょうか。</p> <p>③ 評価項目①～③についての配点方針、特に「評価項目③社会的要請に関する事項」を高配点とした理由を教えてください。また、「評価項目①・②」については評価点差がついていませんが、相対評価ではなく絶対評価としたのでしょうか。</p> <p>④ 評価項目①の評価に点差があるのは、工事的物の性能・機能という点で効果が違うからでしょうか。</p> <p>⑤ 評価項目①の「既設床版への影響を最小化する」について、工法・工期を含めて提案してもらうものか、事前に工法や手順を指定して提案いただいているのか、どちらでしょうか。</p> <p>⑥ 施工ステップや拡幅方法については、あらかじめ指定されたということでしょうか。</p> <p>⑦ 資材や材料が手に入らないときは工期延期できるとありますが、その他に工期延期を認める条件は、どのようなものがあるのでしょうか。</p> <p>⑧ 調達努力が足りない場合などの判断は担当者がするのか、あるいは客観的な基準で決めているのでしょうか。</p> <p>⑨ 本工事は工費 200 億円超と大規模ですが、2 つに分割せずに、2 つのユニットをまとめて発注した検討過程について、お考えを伺えますでしょうか。</p> <p>⑩ 7 年もの長い契約期間において、物価上昇が生じた場合は物価スライドする条項が契約内容に含まれていますでしょうか。</p> <p>⑪ 物価スライドの手続きについては、独自の手法をとっているのでしょうか。</p>	<p>② 技術評価点については、参加者から提出される技術提案書を 5 段階評価で相対評価しております。各社の経験や技術力、着目点などにより点差がついております。</p> <p>③ 本工事は、人家連担地域における施工であり騒音・振動などの社会的影響が大きいと判断し、「評価項目③社会的要請に関する事項」について配点を高くしております。また評価項目①・②は異なる提案内容を相対評価しており、効果が同じであることから、同一点としております。</p> <p>④ そのとおりです。相対評価の中で各社から提案された効果に違いがあるため、評価項目①の評価に点差がついております。</p> <p>⑤ 既設桁への影響については、床版撤去の手順や工法は概略で示しており、工法、工期の変更を前提とした提案は求めています。</p> <p>⑥ その通りです。施工順序は発注者指定となります。</p> <p>⑦ 自然条件が想定と異なっていた場合や作業員を確保できない・資材が手に入らないといった場合は、工期延期の対象となります。</p> <p>⑧ 努力不足の判断は担当者ではなく、震災などの社会情勢を踏まえ判断しております。</p> <p>⑨ 現場管理の面で、同工区に複数社が入ることにより現場管理が煩雑になること、また床版の劣化が進んでいる箇所があり、1 つの工事で効率的に早く取り替えたいと考えたためです。</p> <p>⑩ 物価スライド条項は契約条項に含まれています。</p> <p>⑪ 物価スライドの手続きは、国の基準に準拠しており、標準契約書にスライド条項を設けております。</p>
---	--

<p>⑫ 技術提案型ではあるものの、入札価格が拮抗し技術評価点が当落を左右した点について、見解を伺えますでしょうか。</p> <p>⑬ 技術評価点が低い者が応札した場合の施工品質との関係など、技術評価方式の妥当性について伺えますでしょうか。また、技術評価点において点差が出ることは、一般的にも受け入れられているのでしょうか。</p> <p>⑭ 各社の技術提案が現場で確実に履行されているかの確認体制と未履行時の取扱いについて教えてください。</p>	<p>⑫ この規模の工事では標準的に総合評価方式を採用し、価格と技術力をそれぞれ評価しております。本工事については、入札価格が拮抗した結果、技術評価点が最終順位を決定することになりました。</p> <p>⑬ 技術評価点が低い者が施工し、施工品質に不具合が生じた事例は把握しておりません。また、建設業界においては総合評価方式に一定の受容があると認識しております。</p> <p>⑭ 技術提案の履行を契約条件としており、事務所監督員が現場で確認する体制としております。また、未履行の事例は、担当範囲では把握しておりません。</p>
--	---

(2) 工事（指名競争入札方式）

工事名：中央自動車道 釜戸地区他2地区のり面対策工事

<p>① 本工事は、1者応札になっていますが、他社が参加しなかった理由は何でしょうか。</p> <p>② 工事対象箇所3か所を一括して発注した経緯を教えてください。</p> <p>③ 指名先を28社から10社まで絞り込んだのは結果として過度な絞り込みではなかったのでしょうか。受注実績がある28者のうち、指名されなかった者の受注実績は十分ではなかったということでしょうか。選定基準を教えてください。</p> <p>④ 工事対象箇所が小口だと単価が上がりやすく、大口化すると管理負荷が増す中で、どのような束ね方が最適でしょうか。</p>	<p>① 応札しなかった者への個別確認は行っていませんが、工事対象箇所が3か所に分散しており、各現場が小規模で金額も大きくないため、受注意欲が高まりにくかったものと推察しております。主要因は、工事の地理的条件よりも工事費の規模感が影響したと考えております。</p> <p>② 工事内容が類似しており、同一事務所の管轄範囲内であるため、監督体制の面でも適切に管理できると判断いたしました。工事対象箇所ごとに個別発注すると、更に小口化して応札意欲が下がる懸念があり、取りまとめて発注しております。</p> <p>③ 本工事では、施工実績の水準を勘案し、一定の実績を有する会社を指名いたしました。名古屋支社では原則「10社」を標準としておりますが、直近の入札参加状況等により増やす運用もございます。本件では標準どおり10社指名としましたが、結果として指名者数を絞り過ぎであった可能性は認識しております。</p> <p>④ 大きくし過ぎますと監督・管理が困難になりますので、原則「1事務所単位」を目安に取りまとめております。今回は災害復旧でスピードも重視したため、他工事との併せ発注は</p>
---	--

<p>⑤ 人手不足の中で、小規模工事に選任技術者を通年で配置するのは厳しいと考えます。要件緩和や兼務の運用はありますか。</p> <p>⑥ 本工事においては、人がいないから辞退者が多かったということではなく、価格面で応札者が少なかったということによろしいでしょうか。</p> <p>⑦ 小口案件で採算性が確保しにくい点について、どのように対応されているか教えてください。</p> <p>⑧ 本工事において、災害発生から4年の期間が空いていますが、時間を要した理由を教えてください。</p> <p>⑨ 契約金額／契約制限価格の算出について、消費税の取扱いを含めて根拠を教えてください。</p> <p>⑩ 契約制限価格の設定が低かったと思われます、契約制限価格はどのように設定しておりますでしょうか。また、応札額が契約制限価格を大幅に超過した原因分析、大きく単価に乖離があった項目について教えてください。</p> <p>⑪ 辞退者に対する辞退理由のヒアリング制度の有無を教えてください。また、本件では、辞退者へのヒアリングが行われなかったのは、1者より応札があったためでしょうか。</p> <p>⑫ 防災関連の工事は、1者入札が多いと感じますが、入札方法の検討余地があるのではない</p>	<p>行わず、現行の単位で発注いたしました。</p> <p>⑤ 近年の制度改正を踏まえ、ICT等を活用し補助者を付ける場合は管理技術者の兼務を認める緩和措置を運用しております。入札公告の個別説明書「特例措置」欄で、小規模案件は原則認める旨を明示しております。</p> <p>⑥ その通りです。</p> <p>⑦ 資機材の転用や複数現場の同時施工を避けた工事計画とすることで、応札意欲が高まりやすくなります。異種工事の抱き合わせは不利になりやすいと考えております。</p> <p>⑧ 応急処置で当面の安全性を確保しており、本復旧の発注にあたり、設計を実施し発注に至ったため、このタイミングになっております。</p> <p>⑨ 資料1(6)その他に記載の契約制限価格は税込み表示となり、落札率は税込みの契約金額を用いて算出しております。案件抽出内容を記載している、入札方式別発注一覧表に記載しております。</p> <p>⑩ 契約制限価格は NEXCO 積算基準を基に現場条件を踏まえた積算により作成されます。入札参加者は、国交省の基準や入札参加者の過去実績、協力会社の見積もりなどを使って積算しており、NEXCO 積算基準で想定される工事規模より小さくなるため、スケールメリットが働かず、契約制限価格を超過したと分析しております。なお、単価項目の乖離差が大きなものは、「基礎材」と「水抜きボーリング工」でございました。</p> <p>⑪ ヒアリング制度はありますが、本件では1社で落札成立したためヒアリングは実施しておりません。他方、差が生じた要因の把握は有益であり、次回以降に活かすための聞き取りを検討してまいります。</p> <p>⑫ 災害復旧にかかる工事については、防災型発注方式も活用し、早期の災害復旧や劣化対策</p>
--	--

<p>でしょうか。また、本工事は土砂災害の復旧工事ではあるものの、防災型発注方式を適用しなかったことでよろしいでしょうか。</p> <p>⑬ 防災型発注方式を適用する要件を教えてください。また、本工事が防災型発注方式を適用しなかったのは、要件に該当しなかったことでよろしいでしょうか。</p> <p>⑭ 災害復旧工事については、前回の委員会での審議でもありました、防災型方式の方が迅速と考えます。適用基準と本件の位置づけを教えてください。</p>	<p>を行う運用としております。本件では、一般外注工事での発注としております。</p> <p>⑬ 防災型発注方式の適用要件は、①災害発生後に即時本格復旧が必要な場合、②劣化進行等により第三者被害の恐れがある場合の2点となります。本件では、要件に該当しないと判断し、一般外注としております。</p> <p>⑭ 防災型発注方式は、契約制限価格を事前に定め指名・見積合せで迅速に契約するスキームで、年間で約30件運用しており、概ね2/3が劣化対策工事、1/3が土砂災害の復旧工事でございます。本工事では、応急復旧工事にて一定程度の安定性を確保できていると判断し、緊急度の要件に該当しなかったため、一般外注工事としております。</p>
---	---

(3) 調査（簡易公募型競争入札）

調査名：紀勢自動車道 濁川橋基本詳細設計

<p>① 総合評価落札方式において技術要件を明確化したうえで価格競争とした方が、よりシンプルで競争性が高まると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>② 総合評価のような方式を、あえて採用しなくてもよかったのではないのでしょうか。契約方式選定の妥当性を伺えますでしょうか。</p> <p>③ 4車線化にかかる多数の橋梁案件が並行する中で、どのような順番で発注を行っているのでしょうか。また、4車線化に関わる詳細設計業務はどのくらいの期間で全業務を発注する予定でしょうか。</p> <p>④ 低入札価格調査結果報告書に記載がありません、費目ごとの差額について評価を教えてください。</p> <p>⑤ 成果品の品質と低コストを追求する一方で、取引先の事情や市場への影響にも配慮が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>① 本案件は技術提案を求めるものではなく、評価基準を設けて判定しており、業務内容も一般的な橋梁設計であるため、総合評価方式を採用しております。</p> <p>② 調査等業務に関しては、業務の難易度に応じて発注方式を決めており、本案件は技術的な検討を含む業務であるため、総合評価方式を採用しております。</p> <p>③ 工事用進入路と全体工程を踏まえて順次発注しております。 また、本区間に関しては今年度中に全業務の発注を考えております。</p> <p>④ 直接経費に関しては弊社の積算と同等の金額であることを確認しております。一般管理費とその他原価については、企業戦略等に起因するものもあり、過去の実績等も踏まえて妥当と判断しております。</p> <p>⑤ 成果品の品質確保と市場の健全性が両立するよう、動向を注視しながら契約方式の見直しも含めて検討してまいります。</p>
---	---

(4) 契約変更に関する点検結果の報告・審議	
工事名：名神高速道路 多賀サービスエリア（上り線）他 1 SIC 電気室新築他工事	
<p>① 行政との手続きや調整については、担当者の判断によるものか、会社としての期限や方針によるものか、教えてください。また、会社の風土が影響したとお考えでしょうか。</p> <p>② 当初1年で終わる工事であったが、追加工事で工期が伸びたことに対して受注者側から契約解除の申し立てはできるのでしょうか。もし、契約解除となった場合は、再入札を行うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 今後手続きの精度を上げるにはどのような対応が望ましいかお聞かせください。</p> <p>④ 当初の工期末が令和5年3月から令和6年12月となったことでの支障や影響について教えてください。</p>	<p>① 当初から事務所と支社で一体的に行政協議を行い、支社内でも工事担当課を含めた状況判断のうえ、書類上の手続きが進められると会社として判断し発注いたしました。組織的に対応しており、特定の風土が原因とは考えておりません。</p> <p>② 契約解除の申し立ては行うことができますが本工事では、解除の申し立てがなかったのが最後まで履行いただきました。もし、契約解除となりました場合は、再入札となります。</p> <p>③ 開発許可が下りてから工事着手すること、事前協議時点で支社と事務所が連携し、行政との関係を構築し、許可条件や確認事項について行政側へ踏み込んだヒアリングを行い、認識のズレを解消して進めていくことが重要と考えております。</p> <p>④ スマートインターチェンジ等の別事業について支障は出ておりませんが、後工程の電気工事が遅延しております。</p>